

第 年 月 日

殿

発注者 _____
通知者 _____

設計等委託成績評定通知書(修正)

貴社が履行した委託について、東京都設計等委託成績評定要綱第20条第4項で準用する第12条第1項の規定により、成績評定の結果等を下記のとおり修正したので通知します。

記

契約件名				
契約確定日	年 月 日	完了年月日	年 月 日	
業種番号	業種名	分野		
〇〇技術者				
成績評定	総評定点 点			(項目別評定点は、〇-〇号様式のとおり)
修正の理由				

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合(同要綱第16条及び第19条に規定する回答に付随して交付する場合を除く。)は、以下の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。)に説明を求めることができます。また、その説明に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

第16条の規定による回答に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により再苦情の申立てを行うことができます。

「成績評定についての問合せ先」

(工事主管課長)

「苦情申立て宛先及び提出先」

宛先：委託成績評定通知者 (再度の申立ての場合は契約担当者等)
提出先：工事主管課長